

# 一般名処方について

- 当院で発行する処方箋は、後発医薬品の使用促進・医薬品の安定供給に向けた取り組みとして  
「銘柄名処方」ではなく、  
有効成分が同じ複数の医薬品から選択できる  
「一般名処方」で記載をしております。  
銘柄処方・・・(商品名を用いて処方・調剤)  
一般名処方・・・(有効成分が同じ医薬品を処方・調剤)

※医学的理由で一般名処方ができない場合もございますので、  
予めご承知おきください。

## 長期収載品処方に係る選定療養費について

- 令和6年10月から診療報酬改定により長期収載品の選定療養の制度が導入されました。  
患者さんの希望で長期収載品（同じ効果を持つ後発医薬品が発売されている先発医薬品）を選んだ場合、後発医薬品との差額の4分の1が選定療養費として患者さんの自己負担となる仕組みです。  
ご理解ご協力のほど、お願ひいたします。